令和　８年（ヌ）第　　４４号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１２日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官　千　場　勇　太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日　午前　８時３０分から 令和　８年１２月１０日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午前１０時００分 松山地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　７日　午前１０時００分 松山地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１８日　午前１０時００分から 令和　８年１２月２１日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１２日から当庁民事書記官室に備え置きます。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 260, 000 1, 808, 000	一括	452, 000	27, 257	0
1	670, 000				
2	1, 590, 000				
備考					

令和　８年（ヌ）第　　４４号

物　件　目　録

１　所　　在　　今治市高市字下屋敷

　　地　　番　　甲５８５番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６５．２８平方メートル

２　所　　在　　今治市高市字下屋敷　甲５８５番地２

　　家屋　番号　　甲５８５番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　　６７．０８平方メートル
　　２階　　４１．９５平方メートル

令和　８年（ヌ）第　　４４号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月　７日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官　千　場　勇　太

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号１】
本件所有者が占有している。
【物件番号２】
B が占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ヌ）第　　４４号

物　件　目　録

１　所　　在　　今治市高市字下屋敷

　　地　　番　　甲５８５番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６５．２８平方メートル

２　所　　在　　今治市高市字下屋敷　甲５８５番地２

　　家屋　番号　　甲５８５番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　　６７．０８平方メートル
　　２階　　４１．９５平方メートル

令和　８年（ヌ）第　４４号
令和　８年　８月　５日受理
令和　８年　８月２７日提出

現 況 調 査 報 告 書

松山地方裁判所
執行官　井　口　真　一

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ヌ）第　　44号

物　件　目　録

1　所　　在　　今治市高市字下屋敷

　　地　　番　　甲５８５番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１６５．２８平方メートル

2　所　　在　　今治市高市字下屋敷　甲５８５番地２

　　家屋　番号　　甲５８５番２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺２階建

　　床　面　積　　１階　　６７．０８平方メートル
　　２階　　４１．９５平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１）□公衆用道路（物件　　）□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　■地積測量図のとおり ■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者（亡 A 相続財産）□その他の者 上記の者が、本土地上に下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件２
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である。 □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある ┬ 種　類： 　　構　造： 　　└ 床面積：
占有者及び占有状況	□建物所有者　■その他の者（ B ） 上記の者が、本建物を 住居 として使用している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある ┬ 地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 　　└ 保管開始日　令和　年　月　日
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

占有者及び占有権原（物件２関係）

占有範囲	■全部　□
占有者	□債務者　■ B
占有状況	□敷地　□駐車場　□ ■居宅　□事務所　□店舗　□倉庫　□

■関係人（■ B （占有者）□　　（　　））の陳述／□提示文書（　）の要旨

占有権原		□賃借権　■使用借権　□
占有開始時期		令和６年１２月１１日頃 （登記名義人が「亡 A 相続財産」と変更された原因日付）
最初の契約等	契約日	年　月　日
	期間	年　月　日から　□　年　月　日まで　年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　□法定更新
現在の契約等	期間	年　月　日から　□　年　月　日まで　年間 ■期間の定めなし
契約等当事者	貸主	■所有者　□その他の者（　　）
	借主	■占有者　□その他の者（　　）
賃料・支払時期等		毎　金　　円（毎　　限り　　分支払） □前払（　　分　　円） □相殺（　　分　　円）
敷金・保証金		□ない　□ある（□敷金　　円　□保証金　　円）
特約等		□譲渡・転貸を認める　□
その他		
執行官の意見		■上記のとおり　□下記のとおり　■「執行官の意見」のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ B （被相続人の妻）	1　私は、本件被相続人 A の妻です。 令和６年１２月１１日に夫が亡くなり、引き続き、本件物件に無償で住んでいます。 現在、一人暮らしです。 2　本件土地の境界は明確です。 境界やその他の揉め事などもありません。 3　本件建物は、新築後、増改築していません。 現在、同建物の不具合は特にありません。ただし、芸予地震の影響により、玄関や浴室など各所でクラックが生じています。 また、平成５年頃、台所出窓部分や和室等が雨漏りしましたが、修理済みです。修理後は、雨漏りしていません。 4　本件物件において、リース物件はありません。 5　建物内でペットを飼育していません。 6　上水道を引き込み使用しています。 排水については、浄化槽を設置し使用しています。 7　本件物件につき、これまでに事件や事故等はありません。 また、浸水など自然災害に見舞われたこともありません。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

1　本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況等から２枚目記載のとおり認めた。

2【都市計画区分】

今治市役所での調査によると、本件物件は都市計画区分として、市街化調整区域に位置している。

3【接　道】

物件１土地の南東側において、幅員約４ｍのアスファルト舗装市道（下屋敷１号線・建築基準法４２条１項１号道路・写真18番）に接面している。

4【本件土地の利用状況・範囲等】

(1)　物件１土地は、物件２建物の敷地として利用されている。

(2)　同土地の境界は、現況上、明らかである。

なお、法務局には、地図に準ずる図面、地積測量図及び建物図面が備え付けられている。

5【本件建物の状況・不具合等】

物件２建物は、全体的に経年（登記上：平成４年８月５日新築）劣化が認められたほか、関係人の陳述のとおり、建物内部の各所でクラック（写真4、10）が生じている状況を認めた。

6【本件建物の占有権原について】

物件２建物につき、B が占有している。

占有権原については、占有者は被相続人の配偶者であり、黙示の合意があるとみなし、使用貸借とした。

7【その他】

物件１土地の南東側に、カーポート（写真1、2番）が存する。

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調　査　の　経　過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和８年８月５日 （水） 10：00－10：10	当庁（電話）	B から電話聴き取り
令和８年８月５日 （水） 11：30－11：35	当庁（電話）	特別代理人から電話聴き取り
令和８年８月５日 （水） 11：35－11：55	当庁	法務局及び市役所に対する各種申請書等作成及び送付
令和８年８月７日 （金） 8：30－8：50	物件所在地	物件確認、接道外観等調査、写真撮影
令和８年８月７日 （金） 10：30－10：40	松山地方法務局 今治支局	公簿公図等閲覧等調査
令和８年８月７日 （金） 11：35－11：50	今治市役所	建物図面等資料収集、公法上の規制等調査
令和８年８月17日 （月） 9：40－10：30	物件所在地	立入調査、写真撮影、 B と面談、評価人同行

（特記事項）
なし

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公用

登記年月日：平成4年8月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年8月6日　松山地方法務局今治支局
登記官

（目次 7 枚目）

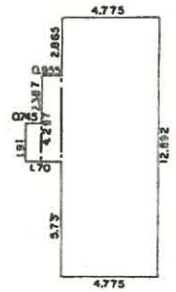
334801　各階平面図

家屋番号	甲585~2
建物の所在	今治市高市字下屋敷甲585~2

建物図面

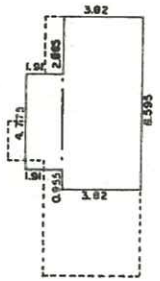
A3判をA4判に縮小

1階

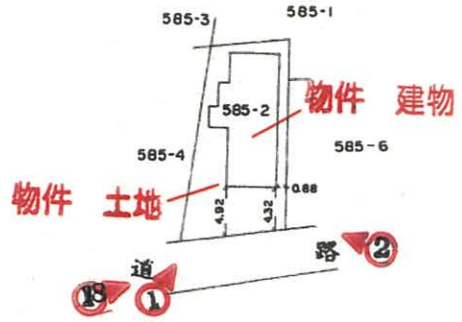


1.910X	0.745=	1.422950
4.257X	0.955=	4.103635
12.692X	4.775=	61.559300
	ｺﾞｳｹｲ	67.085885
	ｺｶﾒﾝｾｷ	67.08 M2

2階



4.775X	1.910=	9.120250
8.595X	3.820=	32.832900
	ｺﾞｳｹｲ	41.953150
	ｺｶﾒﾝｾｷ	41.95 M2



←○は写真撮影方向及び番号を示す。

作製者	[redacted]	縮尺	1/250

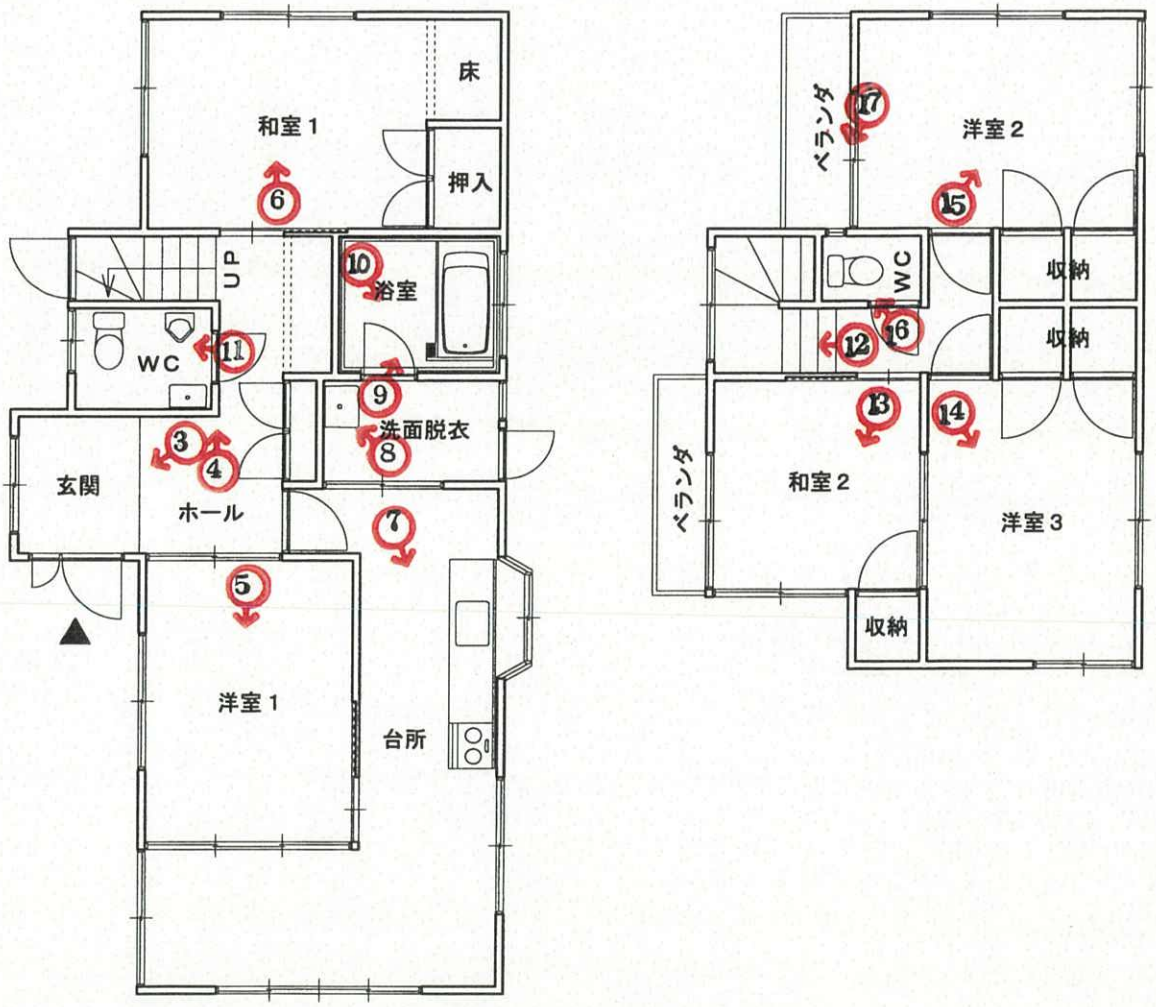
年 8 月 24 日作製）
（愛媛県土地家屋調査士会用紙）

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

3　№ 018601 H4.8.25

請求番号：8-3

間取図



（ 8 枚目）

○は写真撮影方向及び番号を示す。

1



受命物件の状況

2



3



4



クラックの状況

5



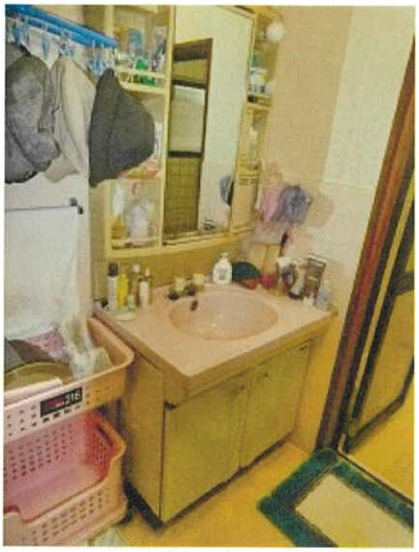
6



7



8



9



10



クラックの状況

11



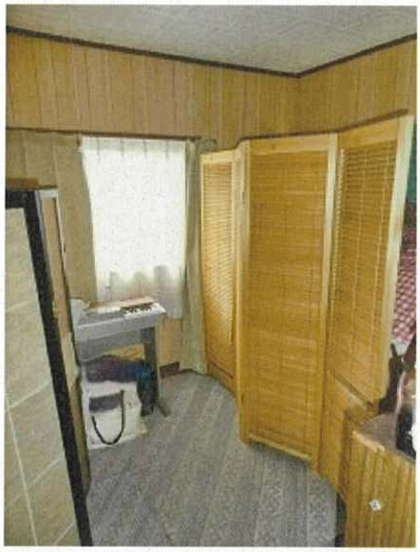
12



13



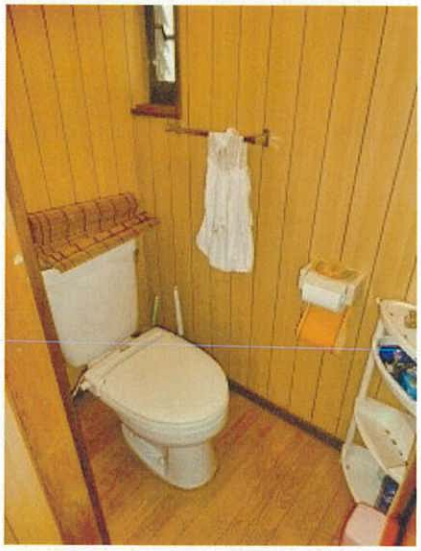
14



15



16



17



ベランダの状況

18



接面道路の状況

写

令和　8　年（ヌ）第　44　号
令和8年8月17日 現 地 調 査
令和8年8月19日 評　　価

松山地方裁判所　御中

評　価　書

評価人　　不動産鑑定士

大西　泰祐

第１　評価額

一　括　価　格	
	金2,260,000円
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金670,000円
物件２（建物）	金1,590,000円

１　一括価格は、物件１～２の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登　　記	現　　況
1	所　　在	今治市高市字下屋敷	同左
	地　　番	甲585番２	同左
	地　　目	宅地	同左
	地　　積	165.28㎡	同左
2	所　　在	今治市高市字下屋敷　甲585番地２	同左
	家屋番号	甲585番２	同左
	種　　類	居宅	同左
	構　　造	木造スレート葺２階建	同左
	床 面 積	１階：　67.08㎡ ２階：　41.95㎡	同左
番号	特記事項		
—	—		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等　　（ 物件 １ ）

位置・交通	ＪＲ予讃線　伊予富田駅　の　南東方　道路距離約 1,500m 最寄バス停 せとうちバス「国分橋バス停」　の　南西方　約500m（徒歩約　7　分） （別添「位置図」参照）
付近の状況	物件は農地が一部残る中、一般住宅が見られる住宅地域を形成している。
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分　市街化調整区域 用途地域　― 建ぺい率　70% 容積率　200% 防火地域　― その他規制　―
画地条件	地積：　165.28㎡　間口：　約10m　奥行：　約19m 形状：　ほぼ台形 地勢：　ほぼ平坦地
接面道路の状況	東側は幅員約4.4mｱｽﾌｧﾙﾄ舗装市道下屋敷１号線（建築基準法42条１項１号道路）にほぼ等高接面する。
土地の利用状況等	地上建物（物件２）の敷地等として利用されている。
供給処理施設	上水道　あり 都市ガス　なし　（プロパン） 下水道　なし （注）供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。
特記事項	○土壌汚染について 各種資料、ﾋｱﾘﾝｸﾞ調査等の結果、汚染された用途による利用はなかったものと推察される。 以上の結果及び現地において評価人としての通常の注意をもって見聞したところ、価格形成に大きな影響を与えることが極めて低いと判断されるので、価格形成要因から除外して評価を行う。 ○埋蔵文化財包蔵地について　該当ﾅｼ ○土砂災害警戒（特別）区域　該当ﾅｼ ○ 都市計画法 平成４年５月１日付け「既存宅地確認済」 建替時には改めて都市計画法43条の許可を受ける必要がある。

2　建物の概況及び利用状況　（物件 2）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）　平成4年8月5日　新築 経過年数　34 年 経済的残存耐用年数　3 年
仕　　様	構　造：木造 屋　根：スレート葺 外　壁：ﾓﾙﾀﾙ下地吹付ﾀｲﾙ仕上 内　壁：ビニールクロス貼（洋室、台所　外） ジュラク壁（和室） プリント合板張（洋室　外） タイル張（浴室） 天　井：ビニールクロス貼（洋室、台所　外） 杉柾(貼天)･敷目（和室） バスリブ（浴室） 床　：板張、フローリング（洋室、台所　外） タタミ（和室） ＣＦシート張（ＷＣ　外） 設　備：電気設備　、給排水設備　、衛生器具設備 その他：－ 建　具：アルミドア　、アルミサッシ　、フラッシュ戸
床面積（現況）	1 階　67.08㎡　2 階　41.95㎡ 延床　109.03㎡
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：現況調査報告書添付のとおり
品　　等	使用資材の質量　普通　施工の程度　普通 設計の良否　普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	・前所有者（被相続人）の妻が居住して占有する。 ・建物に付属する各種住宅設備について動作確認ができていないので使用可能かどうか不明である。
特記事項	・建築確認：平成４年５月15日、第104号 検査済：　平成４年８月５日、第122号 ・浴室、玄関等に芸予地震の影響によるクラック等がみられる。 台所出窓部分、和室等に雨漏りがあったが、修理後は雨漏りはない旨前所有者（被相続人）の妻から聴取した。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

(1)　建付地価格　　（ 物件 １ ）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	26,800	0.92	165.28	0.61	2,490,000

ア　　標準画地価格　　(公示価格等からの規準)

地価公示価格　　今治－20

公示価格等　　時点修正　　標準化補正　　地域格差　　標準画地価格

35,300円/㎡ × 100.0 / 100 × 100 / 102 × 100 / 129.0 = 26,800円/㎡

◇ 時 点 修 正 ： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 ： 画地条件等を考慮した。

◇ 地 域 格 差 ： 街路条件、環境条件等を勘案して上記のとおり査定した。

イ 個 別 格 差 ： 間口狭小、形状　等
を勘案して上記のとおり査定した。

ウ 地　　積 ： 上記のとおり（登記数量）

エ 建 付 減 価 ： 建物と敷地との適応の状態等を考慮して　-39.0%　と判断した。

(2)　建物価格　　（ 物件 ２ ）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	195,000	109.03㎡	0.06	1,280,000

ウ　現価率（定額法）

・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用。

経過年数　34年　　経済的残存耐用年数　　3年　　残価率　0%

観察減価法　（ ４頁特記事項、中古市場性　等　　）

を総合的に勘案して　-30.0%　と査定した。

・ 現価率　＝ { 0% + (1 - 0%) × (3年 / (34年 + 3年)) }

× (1 -30.0%)

＝ 0.06

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	2,490,000	0.55	法定地上権	1,370,000

イ　土地利用権等割合：土地利用権等を　法定地上権　と判定し、その割合を上記のとおり査定した。

②　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,490,000	−1,370,000		1.0	0.60	**670,000**
2	1,280,000	+1,370,000	—	1.0	0.60	**1,590,000**
一括価格(合計)						**2,260,000**

ウ 占有減価修正：必要なし
エ 市場性修正：必要なし
オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１ 地価公示価格　　今治－20

所在	今治市高市字コモイケ甲42番15
価格	35,300円/㎡
位置	伊予富田730m
価格時点	令和8年1月1日
地積	158㎡
供給処理施設	水道、ガス
接面街路	南西４m私道
用途指定等	「調区」
建ぺい率･容積率	(70　200)
地域の概要	中規模一般住宅が多い郊外の住宅地域

２ 固定資産税評価額　（　令和８年度　）

物件１	3,108,916円
物件２	1,428,795円

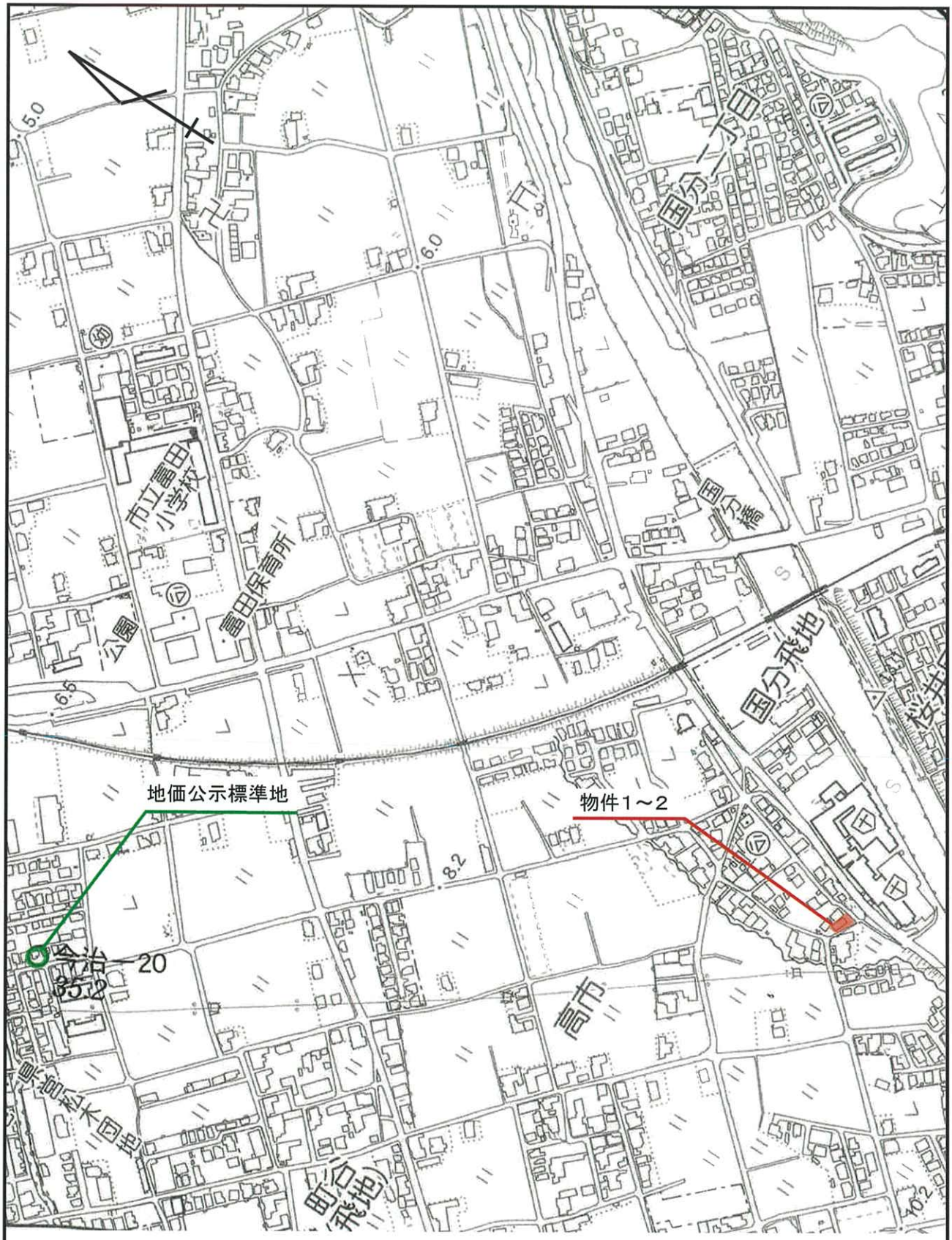
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第７　附属資料

１　位置図
２　公図(写)
３　地積測量図
４　建物図面・各階平面図

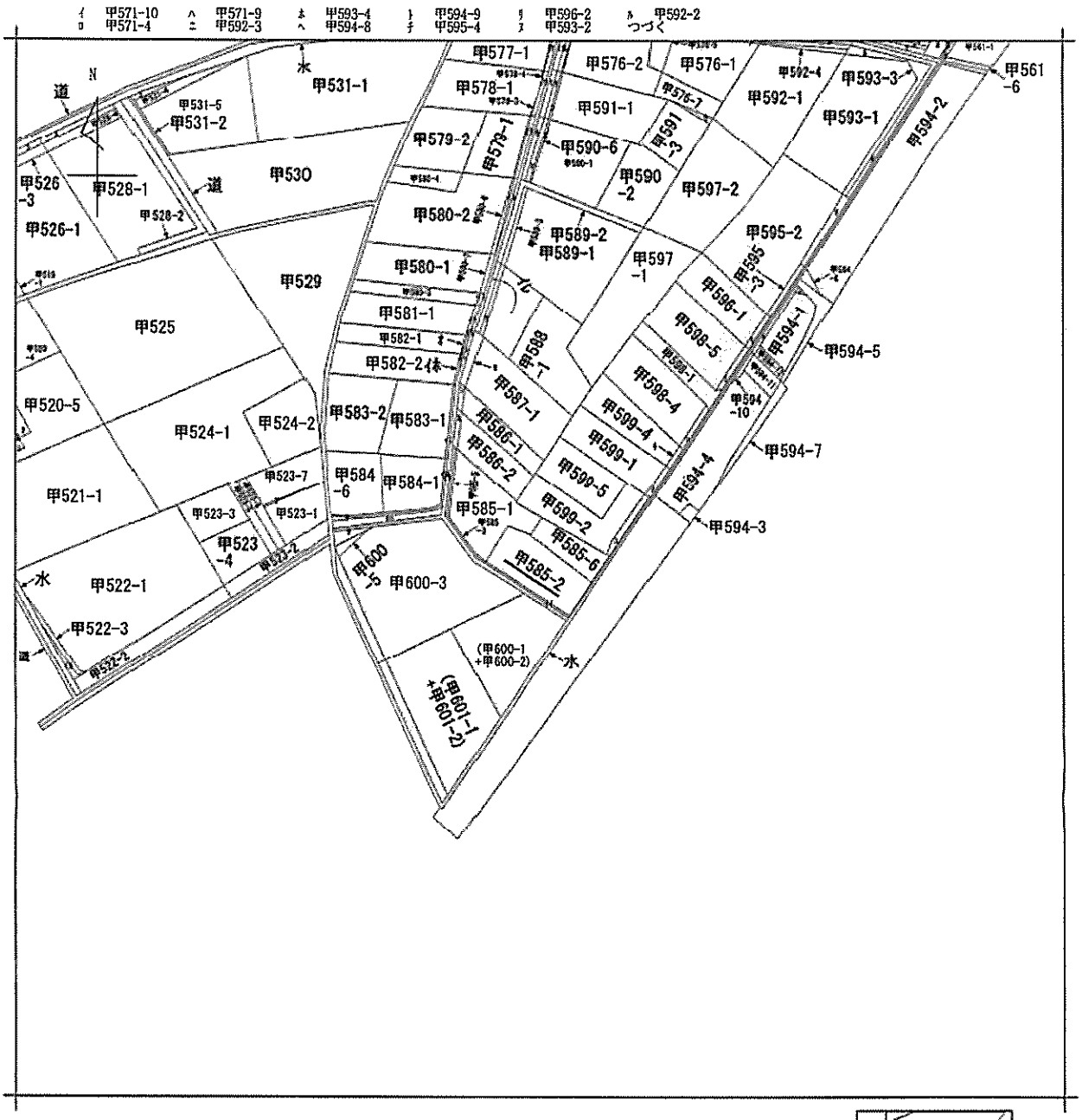
以上

物件位置図



出所:「愛媛県　令和7年度愛媛県地価調査書『位置図』」

S≒1/5,000



(注) 地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出 高市

請求部分	所在	今治市高市字下屋敷				地番	甲585番2		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年8月6日
松山地方法務局今治支局
登記官 [redacted]

請求番号：8-1
(1/2)

A3判をA4判に縮小

公用

公用

登記年月日：平成3年12月18日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年8月6日　松山地方法務局今治支局

登記官 [redacted]

[redacted]

A3判をA4判に縮小

請求番号：8-2

136360

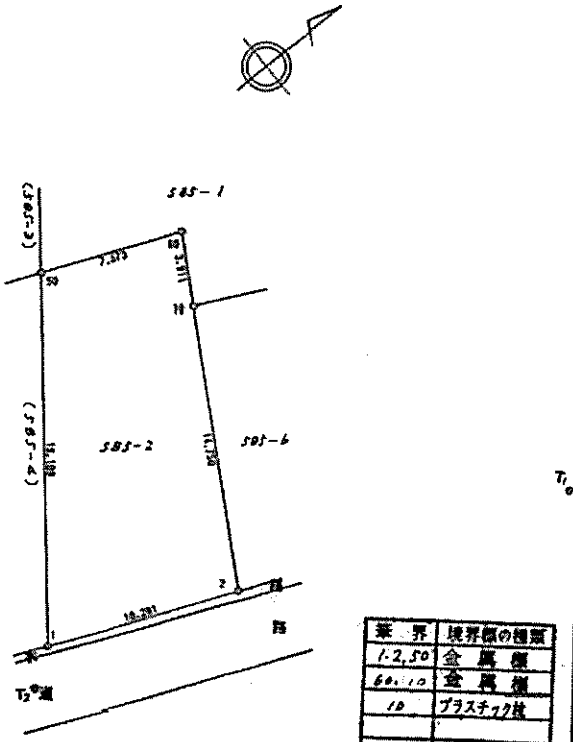
旧・後・新

土地所在図 地積測量図

地番	甲585-2
土地の所在	今治市高市字下屋敷

座標求積表

地番	585-2					
点番号	Xn	Yn	Yn(Xn+1-Xn-1)	距離	測線	
1	-26.037	-10.742	25.337700	19.169	50-	1
2	-16.560	-6.795	-114.509340	10.281	1-	2
10	-9.185	-19.569	-182.598339	14.750	2-	10
60	-7.229	-22.956	115.353900	3.911	10-	60
50	-14.210	-25.893	486.995544	7.573	60-	50
		倍面積	330.579465			
		面積	165.2897325			
		地積	165.28 m²			



筆界	境界標の種類
1-2,50	金属標
60,10	金属標
10	プラスチック杭

座標		
測点	X	Y
T₁	0.000	0.000
T₂	-27.982	-9.287

今局建 平成7年12月12日第738号確認済

作製者	土地家屋調査士 [redacted] 平成3年10月14日作製	
申請人	[redacted]	縮尺 1/250

(愛媛県土地家屋調査士会用紙)

62 No 007174 H3.12-98

公用

登記年月日：平成4年8月25日

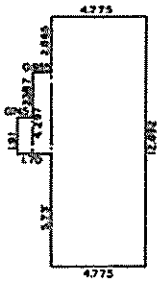
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年8月6日　松山地方法務局今治支局
登記官

334801　各階平面図

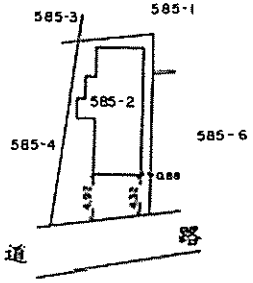
家屋番号	甲585~2
建物の所在	今治市高市字下屋敷甲585~2

建物図面

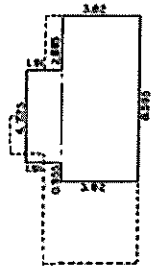
1階



1.910X	0.745=	1.422950
4.257X	0.955=	4.065435
12.852X	4.775=	61.359300
	ｺﾞｳｸｲ	67.085685
	1カメンセキ	67.08 M2



2階



4.775X	1.910=	9.120250
8.595X	3.820=	32.832900
	ｺﾞｳｸｲ	41.953150
	1カメンセキ	41.95 M2

作製者	[redacted] 年 8 月 24 日作製)	縮尺	1/250
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

(愛媛県土地家屋調査士会用紙)

3　№ 018601　H4.8.25

請求番号：8-3

A3判をA4判に縮小